

マイクロバス使用許可申請書

会 員 ・ 非会員

社会福祉法人
うるま市社会福祉協議会 殿
令和 年 月 日 ()

申 請 者 及び団体	団体名				団体長名	⑩				
	住 所				連絡先					
使用日時	開 始	令和	年	月	日	曜日	《時間	:		》
	終 了	令和	年	月	日	曜日	《時間	:		》
使用目的 (具体的に)										
行き先 (具体的に)					運転手 氏 名				人員	名
許 可 条 件	1. 運転者は、大型免許、中型免許(限定解除)を有し、満 70 歳未満の者に限る。 ※運転者の運転免許証の有効期間を証明するための複写を提出すること。									
	2. 使用者は、車両の乗車定員数 29 名(運転者を含む)を遵守し、安全運転に努めること。									
	3. 運転者は、車両を使用する前後は、必ず車両の安全チェックを運行日誌（整備事項）に従い行うこと。									
	4. 使用者は、車両の使用後は、車両内外の洗車及び清掃を行い、使用した分の燃料を補給し納付書・領収書（コピー可）と鍵を合わせて、返却すること。									
	5. 使用者は、必ず、備え付けの運行日誌に使用結果を記載すること。									
	6. 事故による賠償責任については、免責額の負担と保険補償額を上回る賠償についても使用者が責務を負うこと。									
	※任意保険内容									
	相手への賠償		①対人賠償（無制限） ②対物賠償（無制限 ※免責金額 10 万円） ③対物超過修理費用（補償あり）							
	おケガの補償		①人身傷害（1 名につき 3 千万円） （無保険車障害 2 億円） ②搭乗者傷害（1 名につき 1 千万円）死亡・後遺障害 （入院 1 万円 通院 5 千円）							
	※特記事項		「車両保険」の適用はありません。							
7. 車両に損害を与えた場合は、必ず本会に報告してから修理及び復元し、返納すること。 (注) 報告のないまま返納し、後で車両の損傷を発見した場合は、使用責任者に修理代の請求及び今後の使用を禁止することもあり得る。										
上記の条件を厳守します。										
令和 年 月 日 曜日										
使用責任者 ⑩										
決 裁	局 長		次 長		課 長		係 長		受 付 者	